

○鴻巣市競争入札参加者心得

令和5年12月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 鴻巣市が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託（以下「建設工事等」という。）、清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、借入、修繕又は売払い（以下「物品売買等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という）を行う場合における入札、その他の取り扱いについては、法令及び条例、規則、要領等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鴻巣市契約規則（昭和39年鴻巣市規則第6号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、建設工事の場合は鴻巣市建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、業務委託契約約款又は標準業務委託契約約款、物品売買等の場合は、鴻巣市物品売買等契約書など。）（以下「契約約款等」という。）、設計図面、仕様書及び特記仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）（以下「設計図書」という。）、この心得、入札公告等の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し鴻巣市の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する場合で、その関係のある者同士が同一入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(2)において同じ。)
と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(2)において同じ。）の関係に

ある場合

- (2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

(7) その他(1)から(6)の各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

7 建設工事の競争入札において、対象工事に係る設計業務等の受託者（発注者が入札公告又は指名通知に明示した者）又は当該受託者と次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(2)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(2)において同じ。）の関係にある場合

(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下

同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であつて、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

(7) その他(1)から(6)の各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

(指名の取消等)

第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当する者となったとき。

(2) 死亡(法人においては解散)したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。

3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、政令第167条の4第2項各号に該当すると認められるとき又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴

の提起をされたとき。

(2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。

(3) 鴻巣市内で工事事故を起こしたとき。

- 5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づき入札参加停止の措置を受けた場合、及び鴻巣市の契約に係る暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき入札参加除外の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

（入札）

第5条 入札は、入札公告等で指示した日時及び方法に従い、埼玉県電子入札共同システムにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、書面により入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）とした場合にあつては、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、提出するものとする。

- 3 前項の場合で、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。

- 4 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

- 5 入札金額見積内訳書に不備がある場合は、当該入札を無効とすることがある。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、電子入札の場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで入札を辞退することができる。

- 2 入札の辞退は、電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。ただし、紙入札にあつては、入札辞退届を提出するものとする。

- 3 入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを行わない。

（契約書等の提出）

第7条 落札者は、落札者決定通知を受けたときは、免税事業者の場合は、免税事業者届を提出しなければならない。

- 2 落札者は、落札者決定通知を受けた日から7日以内に、契約書に記名押印し、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

- 3 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

- 4 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。この場合、市は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

- (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告等で示した資格を有しなくなったとき。
- (3) 落札者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。
- (4) 落札者が暴力団排除要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けたとき。
- (5) その他、入札執行が公正、公平に行われていなかったと発注者が認めたとき。

(契約の確定)

第8条 契約は、市長と、落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第9条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鴻巣市条例第1号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決後に本契約を締結する。この場合においては、市議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した仮契約書を取りかわすものとする。

(苦情の申立て等)

第10条 一般競争入札において入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、鴻巣市建設工事等請負一般競争入札(事後審査型)執行要綱に基づき、苦情申立書により理由についての説明を求めることができる。なお、苦情の申立て又は苦情の申出は、当該入札及び契約手続きの執行を妨げないものとする。

- 2 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第11条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管する。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

- 2 建設工事の入札参加者は、一般競争入札にあってはその入札に係る開札日の、指名競争入札にあってはその入札に係る契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、令和6年1月1日から施行する。

(鴻巣市建設工事請負等競争入札参加心得の廃止)

- 2 鴻巣市建設工事請負等競争入札参加心得(平成21年1月23日制定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前二項の規定にかかわらず、令和6年1月1日までに公告をし又は指名通知等を発したもののについては、なお従前の例による。